

山江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年12月9日（月）午前9時00分から午前10時16分
2. 開催場所 山江村役場 2階大会議室
3. 出席委員（15名）

農業委員	8名
推進委員	7名
4. 欠席委員（なし）
5. 議事日程
 - 日程1 開会（事務局長）
 - 日程2 会長挨拶（会長）
 - 日程3 諸般事情報告
 - 日程4 議事録署名委員の指名について
 - 日程5 議第42号農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について
 - 日程6 議第43号農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について
 - 日程7 議第44号農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について
 - 日程8 議第45号農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について
 - 日程9 議第46号農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について
 - 日程10 議第47号山江村農用地利用集積計画（第9次）に対する意見決定について
 - 日程11 その他
 - 日程12 今後の行事
 - 日程13 閉会（会長）
6. 農業委員会事務局職員 事務局長

議長 はい。それでは、事務局の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からでも結構ですので、意見・質疑ありませんでしょうか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

6番農業委員 はい。

議長 はい。6番農業委員。

6番農業委員 はい。この公共事業の中身というのは、何なんでしょう。

議長 事務局よりお願いします。

事務局長 はい。ではお答えします。公共工事というのはですね、令和2年7月の豪雨災害によりまして被災をしておりますですね、湯木川内橋を嵩上げをしております。その時に農地の方を工事に伴って嵩上げをされたということで、現況道路のようになっていると。また農地に戻すには段差が低くて農地として復元できないこともあって、土地の所有者から、もう戻せないんだったら村で管理をしていただけないかという話があって、災害復旧に伴う工事と聞いております。

6番農業委員 はい。ありがとうございます。

議長 はい。よろしいでしょうか。

6番農業委員 はい。

議長 他にございませんか。

(なしの声)

議長 はい。ないようですので、それでは採決といたします。議第42号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約について」異議がない

方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第42号は原案のとおり承認いたします。

議長

次に日程6、議第43号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第43号について説明をいたします。総会資料の5ページをご覧ください。議第43号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について」農地法第3条の規定による、別紙の許可申請があったので意見決定のため審議を求める。令和6年12月9日提出、山江村農業委員会会長。6ページをご覧ください。農地法第3条の規定による所有権移転許可申請書の内容でございます。申請者の氏名等については譲渡人が〇〇在住の方、譲受人は〇〇在住の〇区の方であり、許可を受けようとする土地の字、地番、地目、面積はご覧のとおりです。総面積が1,033㎡でございます。総額は記載のとおりとなっております。経営計画等の内容につきましては、記載のとおりとなっております。7ページが申請書の写しになります。8ページから9ページに位置図及び現況写真を添付しております。農地法第3条第2項各号の判断につきましては、10ページの調査書のとおりとなっております。なお、現地調査につきましては、譲渡人、譲受人、担当農業委員と担当推進委員と共に12月3日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、職務代理者から補足説明をお願いいたします。

職務代理者

それでは、説明いたします。12月の3日ですね、10時より譲渡人、譲受人、事務局長、担当推進委員そして私の5名で行っております。現地としましては〇〇から100メートルくらい行った所で、2ヶ所あるわけですが、その中で栗が少し生えておりましたけれども、剪定すれば何とかなるのかなというところで担当推進委員とそうやって話をしたところであります。買い手の方は大工さんでありますけれども、年をとって栗をしてみようかなということで話し合ったわけでございますけれども、大変仲が良くてそんな話になったわけでございます。今後、精一杯頑張るということでございましたので、どうかよろしく願います。以上です。

議長 はい。続きまして、同様に立会いを行いました担当推進委員から他に何かありませんでしょうか。

担当推進委員 特にありません。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見ないようですので、それでは採決をいたします。議第43号農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、議第43号は原案のとおり決定いたします。

議長 次に日程7、議第44号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、議第44号について説明をいたします。総会資料の11ページをご覧ください。議第44号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について」農地法第3条の規定による、別紙の許可申請があったので意見決定のため審議を求める。令和6年12月9日提出、山江村農業委員会会長。12ページをお開きください。農地法第3条の規定による所有権移転許可申請書の内容でございます。申請者の氏名等については譲渡人が山江村在住の〇区の方、譲受人は〇〇在住の〇区の方であり、許可を受けようとする土地の字、地番、地目、面積はご覧のとおりです。総面積が4,334㎡でございます。総額は記載のとおりとなっております。経営計画等の内容につきましては、記載のとおりとなっております。

ります。なお譲受人の経営面積につきましては、世帯員の所有する面積となっておりまして、13ページが申請書の写しになります。14ページから15ページに位置図及び現況写真を添付しております。農地法第3条第2項各号の判断につきましては、16ページの調査書のとおりとなっております。なお、現地調査につきましては、譲渡人、譲受人、会長と担当推進委員と共に12月3日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、私から補足説明をいたします。

12月3日9時より、譲渡人の方、譲受人の方、事務局長、担当推進委員、私の5名で現地調査を行いました。(場所について説明)。そこは樹園地ですが、譲渡人の方が高齢となり管理が難しく、親戚関係でもある譲受人の方へ贈与をするということです。今後、二人で管理をしていくということです。審議の程よろしくお願いいたします。

議長

続きまして、同様に立会いを行いました担当推進委員から他に何かありませんでしょうか。

担当推進委員

特にありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何か意見ございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見ないようですので、それでは採決をいたします。議第44号農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第44号は原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程 8、議第 45 号「農地法第 5 条の規定による、許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

はい。それでは、議第 45 号について説明をいたします。総会資料 17 ページをご覧ください。議第 45 号「農地法第 5 条の規定による、許可申請に対する意見決定について」農地法第 5 条の規定により、別紙の許可申請があったので意見決定について意見を求める。令和 6 年 12 月 9 日提出、山江村農業委員会会長。続きまして 18 ページをご覧ください。農地法第 5 条による、農地転用許可申請書の内容でございます。(申請地所在について説明)。譲受人は山江村、譲渡人は〇区の方となります。転用目的は山江村石蔵活用拠点整備事業によるものでございます。申請理由としましては、本村に寄贈された石蔵を石材として活用し、山江村の更なる産業振興及び賑わいの創出を図る為、やまえ栗の加工販売施設や公園等を整備するものでございます。19 ページが申請書の写しであり、関係事項等につきましてはご覧の通りでございます。資金につきましては、土地取得費並びに設計等に係る業務委託料につきましては、令和 6 年度山江村一般会計予算に計上されていることを確認しております。申請地の農地区分につきましては、農地から概ね 300 メートル以内に役場があることから「第 3 種農地」とであると判断しております。20 ページから 21 ページに位置図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては譲渡人・譲受人の担当課職員 2 名、会長、職務代理者と担当推進委員と共に 12 月 3 日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、職務代理者から補足説明をお願いいたします。

職務代理者

はい。それでは、説明いたします。今、事務局長からあったわけですが、そのすぐ近くの銀杏の木のある所でございますけれども、けっこう広くてですね大変良い所だと私は思っております。現在、銀杏の木があるわけでございますけれども、伐採、それと用水路の方もありますので、その整備も大変と思えます。そしてまた嵩上げの方もありますので大変と思えますけれども、良い所と思えますので、審議の程よろしくをお願いいたします。

議長

続きまして、同様に立会いを行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 はい。現地については21ページに土地区画のレイアウトがありますけれども、中央付近にですね里道と水路、それから池がありますね。この里道、水路については、特に水路については住宅地の村道〇〇線の住宅地の境界線上にですね水路を移設するというようなお話でございました。それから、この当該農地については農振地域を除外されておるといこととございました。以上です。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何か質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

議長 はい。〇〇推進委員。

〇〇推進委員 第3種というのはどういうふうな農地の扱いになるのでしょうか。

事務局長 第3種につきましてはですね、都市計画区域内とか住宅が広がっているとか、農振農用地区域内ではないということが前提ですけれども、それとあと役場から300メートル以内とかですね、あと水道とかガス管、下水管とかが埋設されている土地があるとかということ、これから住宅地ができていくような土地、これから発展していくような土地内にある農地が第3種農地ですね。

〇〇推進委員 わかりました。

議長 よろしいでしょうか。

〇〇推進委員 はい。

議長 他にございませんか。

(なしの声)

議長 事務局の方から補足説明をお願いいたします。

事務局長 すみません、この案件につきましては3,000㎡を超えているということで、12月20日に行われます県の常設審議委員会で県の案件として説明を行うようにしています。最終的には県の許可判断が下りるとい

ことになりますので申し添えておきます。

議長

よろしいでしょうか。農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑が意見ないようですので、それでは採決をいたします。議第45号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第45号は原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程9、議第46号「農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

はい。それでは、議第46号について説明をいたします。総会資料23ページをご覧ください。議第46号「農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について」農地法第5条の規定により、別紙の許可申請があったので意見決定について意見を求める。令和6年12月9日提出、山江村農業委員会会長。続きまして24ページをご覧ください。農地法第5条による、農地転用許可申請書の内容でございます。(申請内容について説明)。申請地の農地区分につきましては、住宅が連たんしている区域に接し、10ヘクタールの広がりがない農地である「第2種農地」と判断しました。26ページから27ページに位置図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては譲渡人の代理の方、譲受人の代理の方、会長、担当推進委員と共に12月3日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、私から補足説明をいたします。

12月3日9時20分頃より、譲渡人の代理の方1名、譲受人の代理の方、事務局長、担当推進委員、私の5名で現地確認を行いました。(場所について説明)。この農地につきましては写真で見ると数年は作っ

ておりません。しかし草刈り等の管理は行っておりましたので耕作放棄地まではなっておりません。今後も作る予定はないということで譲渡人と譲受人の方で合意をし、今回の申請ということになりました。譲受人の方はこの農地と隣の栗が植えてあります原野の方も一緒に整地をし、倉庫・車庫を建設する予定であるということです。審議の程よろしくお願いいたします。

議長 続きます、同様に立会いを行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 特にありません。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見ないようですので、それでは採決をいたします。議第46号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、議第46号は原案のとおり決定いたします。

議長 次に日程10、議第47号「山江村農用地利用集積計画（第9次）に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、議第47号についてご説明をいたします。総会資料の28ページをお開きください。議第47号「山江村農用地利用集積計画（第9次）に対する意見決定について」令和6年山江村農用地利用集積計画

(第9次)を定めることについて、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和6年12月9日提出、山江村農業委員会会長。29ページから30ページが意見書の写しでございます。31ページが総括表となっております。32ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。こちらにつきましては、農地中間管理事業を利用せず相対での利用権設定となっております。今回申請されましたのは新規設定が5件です。案件の総面積は4,456㎡でございます。それでは、賃借権の新規設定1件1筆分についてご説明いたします。総会資料の33ページをご覧ください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。(申請内容について説明)。35ページから36ページまでに地籍図、現況写真を添付してあります。現地調査につきましては、会長と担当推進委員とともに12月3日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終了しましたので、私から説明を行います。12月3日9時40分頃より、この場所につきましては、貸し手の方、借り手の方も欠席でしたが、事務局長と私と担当推進委員の方で確認を行ったところです。この場所については1枚の田んぼですが名義が3名の方の名義になっております。約4～5年前から耕作されておらず今回の申請となりました。この方については物納となっております。借り手の方は認定法人の方です。今後はそこで管理をされていかれると思います。審議の程よろしくお願いいたします。

議長

続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

特にありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見がないようですので、採決をいたします。新規設定1件1筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、賃借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、賃借権の新規設定1件1筆分についてご説明いたします。総会資料の37ページをご覧ください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇〇市在住の方、借り手は村内の法人の方でございます。38ページをご覧ください。(申請地所在について説明)。期間は10年。賃借料の支払いにつきましてはご覧のとおりとなっております。39ページから40ページまでに地籍図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては会長と担当推進委員と共に12月3日に行っております。以上でございます。

議長 はい。それでは、事務局の説明が終了しましたので、私から補足説明をいたします。期日、時間は一緒です。(場所について説明)。先ほどの場所と一緒に1枚に3名の方の名義になっておりますので、その2筆目の方です。これもまた先ほどと一緒に賃借料は物納、借り手の方は認定法人の方です。審議の程よろしくをお願いいたします。

議長 続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 特にありません。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。
新規設定 1 件 1 筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定 1 件 1 筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、使用貸借権の新規設定 1 件 1 筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、使用貸借権の新規設定 1 件 1 筆分についてご説明いたします。総会資料の 4 2 ページをご覧ください。使用貸借権の新規設定に係る申請でございます。(申請内容について説明)。4 3 ページから 4 4 ページまでに地籍図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては貸し手の代理の方、会長と担当推進委員と共に 1 2 月 3 日に行っております。以上でございます。

議長 はい。それでは、事務局の説明が終了しましたので、私から補足説明をいたします。場所、時間は先ほどと一緒にです。今回は貸し手の代理の方が来られております。借り手の方は欠席で、以上 4 名で調査を行いました。先ほどと同じ 1 枚の田んぼで 3 人の名義のところですが、この案件については使用貸借ということで合意がなされております。借り手の方も先ほどと一緒にです。審議の程よろしくをお願いいたします。

議長 続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 特にありません。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。
新規設定 1 件 1 筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定 1 件 1 筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、使用貸借権の新規設定 1 件 2 筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、使用貸借権の新規設定 1 件 2 筆分についてご説明いたします。総会資料の 4 5 ページをご覧ください。使用貸借権の新規設定に係る申請でございます。(申請内容について説明)。4 7 ページから 4 8 ページまでに地籍図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては受け手の方、貸し手の代理の方、職務代理者と担当推進委員と共に 1 2 月 3 日に行っております。以上でございます。

議長 はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、職務代理者から補足説明をお願いいたします。

職務代理者 はい。それでは、説明いたします。これも 1 2 月 3 日の 1 0 時より、貸し手の代理の方、借り手の方、事務局長、担当推進委員そして私の 4 名で行っております。(場所について説明)。ここは 1 枚に 2 筆入っているところでございます。現在、綺麗に耕してありまして貸し手の方と借り手の方は同級生ということで相対で話し合っているわけでございます。綺麗にしておりますので何ら言う事はありませんけれども、審議の程よろしくをお願いいたします。

議長 続きまして、同様に立会いを行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

特にありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件2筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件2筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、使用貸借権の新規設定1件2筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、使用貸借権の新規設定1件2筆分についてご説明いたします。総会資料の49ページをご覧ください。使用貸借権の新規設定に係る申請でございます。(申請内容について説明)。51ページから52ページまでに地籍図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては受け手の方、貸し手の代理の方、会長と担当推進委員と共に12月3日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終了しましたので、私から補足説明をいたします。12月3日9時40分頃より、場所は先ほど審議をしていたきました場所の隣の圃場となります。貸し手の方の代理の方、借り手の方、事務局長、担当推進委員、私の5名で現地調査を行いました。これは一昨年までは貸し手の方の代理の方が耕作をされておりましたが今年より今度の借り手の方で稲作をされておりました。今後も今度の借り手の方で農地を荒らさずに使用貸借で耕作をしてくれということで

今回、正式に申請をされたようです。借り手の方は稲作を中心にされている認定農業者の方です。審議の程よろしくお願いいたします。

議長 続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 特にありません。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件2筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件2筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。

議長 次に日程11「その他」となっております。事務局より、報告及び連絡をお願いいたします。

事務局長 「その他」について説明。
○地域計画及び目標地図(案)の状況について
○令和6年度山江村農業委員会先進地視察研修(案)について
○令和6年度熊本県農地利用最適化推進ブロック別研修会について
○ホームページ用議事録について
○活動記録表について
○農業委員手帳について(第3四半期報酬から差引)
○広報委員会議について

- 農地の耕作者（受け手）の情報提供について
- 令和7年山江村農業委員会新年会について

議長

はい。日程9その他について事務局より連絡がありましたが皆様方から質疑・意見等ございませんか。農地の売買希望等ありましたら総会終了後でも結構ですので事務局の方をお願いしたいと思います。それでは、次に日程12「今後の行事」に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局長

今後の行事について説明。

議長

はい。それでは、日程13「閉会」に移ります。
以上を持ちまして、農業委員会12月期総会を閉会いたします。どうもお疲れ様でした。

令和6年12月9日(月)午前10時16分終了

議長_____

委員_____

委員_____